

令和8年7月10日

小・中学校 保護者の皆様

葛 城 市 教 育 委 員 会
教 育 長 椿 本 剛 也
葛 城 市 立 新 庄 北 小 学 校
校 長 中 川 純 一

子どもたちの SNS 利用における重大な人権侵害行為の防止について(お願い)

保護者の皆様におかれましては、日頃より本市の教育行政並びに学校教育活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、スマートフォンや SNS の普及により、子どもたちがインターネット上で多様な交流を行う機会が増えています。その一方で、全国的には SNS を利用した重大な人権侵害や犯罪行為が大きな社会問題となっております。本市においても、児童生徒による SNS 上での不適切な投稿や画像の共有など、看過できない事案が見受けられ、教育委員会及び学校として極めて憂慮しているところです。

インターネット上に一度投稿された画像や情報は完全に回収することが難しく、被害が長期間にわたって拡散する恐れがあります。また、こうした行為は被害を受けた方だけでなく、行為を行った本人の将来にも大きな影響を及ぼす可能性があります。つきましては、下記の事項についてご確認ください、ご家庭での適切な管理とご指導をお願いいたします。

記

1. 特に問題となっている具体的な行為

以下の行為は、被害者の心身に深刻な苦痛を与える重大な人権侵害です。軽い気持ちや悪ふざけであつたとしても、名誉毀損、侮辱、プライバシー侵害、肖像権侵害その他の法令に抵触し、重大な法的責任を負うことになりかねません。

- 他人の写真や動画を無断で撮影する行為(盗撮行為を含む)
- 撮影した画像や動画を本人の承諾なく SNS 等へ投稿・拡散する行為
- 画像や動画を悪意をもって加工・編集し、他者を傷つけたり、誹謗中傷したりする行為
- 個人情報やプライバシーに関わる情報をインターネット上に公開する行為

2. 学校および教育委員会の対応(権限の限界)について

学校では情報モラル教育や人権教育を通じて指導を行っておりますが、スマートフォン等の端末は、ご家庭の契約のもと、お子様が利用されているものであることから、トラブル防止には何よりもご家庭における見守りやルールづくりが不可欠となります。学校及び教育委員会は、通信履歴の解析やアカウントの特定などを行う法的権限を有しておりません。そのため、学校において投稿者を特定することや、当事者間のトラブルを直接解決することは極めて困難であり、対応には法的な限界がございます。万が一、犯罪行為や重大な人権侵害が発生した場合は、警察等の関係機関と連携し、法的な手続きに則った対応となりますことをご承知おきください。

3. ご家庭で改めてご確認・徹底いただきたい点

子どもたちを被害者にも加害者にもさせないために、次の点について、ご家庭の責任のもと、継続的な見守りと適切な指導をお願いいたします。

- 他人を無断で撮影しないこと、撮影した画像等を許可なく送信・投稿しないことを徹底すること
- 他人を傷つける画像加工や投稿は絶対に行わないことを指導すること
- 他者から送信された画像や動画等の情報を拡散する行為は絶対に行わないように指導すること
- 自画撮りの画像や動画等の SNS などへの安易な情報発信の危険性について指導すること
- インターネット上の行為にも現実社会と同様の責任が伴うことを繰り返し伝えること
- お子様のスマートフォンや SNS の利用状況を把握すること
- フィルタリングや利用制限機能を適切に設定すること

4. スマートフォン等の学校への持込みについて

本市立学校では、学習環境の確保及びトラブル防止の観点から、スマートフォン等の学校への持込みを原則禁止としております。家庭外でのトラブル防止のためにも、今一度ルールをご確認いただき、併せてご理解とご協力をお願いいたします。